

第8条 意見を表明する権利・意見が尊重される権利及び参加する権利

(考えを大切にしようこと)

- 自分の気持ちや考えについて表明すること。
- 自分の表明した気持ちや考えをきいてもらい、成長や発達・個性に合わせて尊重してもらうこと。
- 子どもに関することを決める場や、社会活動に参加できること。
- 自分の成長に役立つための情報を大人または社会に求め、集めること。

質問コーナー

Q. 第2条の、子どもの権利を保障することが認められる人ってどういう人？

A. 18歳以上でも高校や、施設で成長するための教育を受けている人がいます。年齢だけで線を引くことにそぐわない場合にも条例が活かせるようにこのような表現にしています。

Q. 学習塾や習い事も権利を保障する「役割」に入るの？

A. 市に関わるすべての大人が入ります。学習塾や習い事は、学びの場なので「育ち学が施設」になります。



いかがでしたか？第5号では、
「第2章子どもの権利」の内容を、さらに
くわしく説明します！おたのしみに♪

ここに書かれている条例の内容はわかりやすい表現にしています。条例の全文は右のコードから見てください。



国立市役所 児童青少年課 児童・青少年係 ☎ 042-576-2111

子どもの豊かな育ちのために



くにたちし
国立市

こどもきほんじょうれい
子ども基本条例



第3号<特別号>では、「前文」を紹介しましたが、

第4号では、「第1章」と「第2章」を紹介します！



子どもとの大切な約束なので、
ぜひ、知ってくださいね♪

「第1章」は、この条例の目的や、子どもとはどういう人かなど、この条例の基本的なことについて書かれています。



第1章 総則

第1条 目的（この条例がつけられた目的）

国・自治体・民間関係者等が関与するすべての子どもの権利が守られ、社会全体で子どもを支え合うしくみを定めることで、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちをつくりまします。

第2条 定義（条例に書かれていることばの意味など）

- 子どもとは、18歳になる前の人や高校生など、子どもの権利を保障することが認められる人
- 保護者とは、親、もしくは親の代わりに子どもを育てる人
- 育ち学ぶ施設とは、市内の学校・保育園・幼稚園・児童館・学童などや、市内にある子どもが学んだり育ったりするための場所
- 事業者とは、市内で仕事やサービスを行う個人や会社や団体
- 市民とは、市内に住んでいる人や、市内の学校に通う生徒や職場で働く人

第3条 基本理念（この条例の考え方）

- 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。
- 子どもが命を守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長や発達、個性をふまえて尊重すること。

第4条 市などの基本的な役割

- 市は、子どもの権利が守られるまちとなるよう、必要な取り組みをする。
- 保護者は、子どもが心も体もすこやかに育つように養育する。
- 育ち学ぶ施設の関係者および事業者は、その活動の中で子どもの権利を保障する。
- 市民は、子どもの権利を守る取り組みに協力する。

「第2章」は、子どもが守られる権利について、「子どもの権利条約」の大切なことをふまえて書かれています。

第2章 子どもの権利

第5条 子どもの権利（子どもの権利について基本的なこと）

- 子どもは、子どもの権利条約にのっとり、子どもの権利が保障される。
- 子どもの権利が保障されるにあたっては、ひとりの人間として生き、育つために尊重され、子どもの成長や発達・個性をふまえてよく考えられる。

第6条 安心して生きる権利（安全を守られて育つこと）

- 自分の命を大切に思い、命が守られること。
- 愛情をもって大切に育てられること。
- 健康に気をくばられ、病院の治療を受けられること。
- あらゆる差別をされないこと。
- ぎゃく待、体罰、いじめなどのあらゆる暴力、不当な扱いから守られること。
- いつでも安心して相談や助けをもとめられること。
- 安定した生活や、成長・発達のために必要な社会保障を受けること。
- 知られたいくないことや、自分を大切に思う気持ちが守られること。

第7条 自分らしく心豊かに育つ権利（心を守られること）

- 自由に気持ちや考えをもつこと。
- 自由に気持ちや考えを表現すること。
- 自分らしさが認められ、尊重されること。
- 仲間をつくり、いろいろな人々とふれあうこと。
- あたたかい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- 自分の成長や発達、個性に合わせて学ぶこと。
- 自然、文化、芸術、スポーツなどに親しむこと。
- 心や体にとって必要な休息をとり、自由に遊んだり、安心して過ごせたりできる時間と場所をもつこと。

（第8条は次のページへ）